

森林を活かす都市の木造化推進協議会

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における 木材の利用の促進に関する法律」についての説明会

日時：令和3年7月14日（水）16：30～

場所：自由民主党本部 901号室

次 第

（進行：島田泰助協議会理事・事務局長）

（1）開会 前田直登協議会会長

（2）来賓挨拶

吉野正芳森林を活かす都市の木造化推進議員連盟会長

小島敏文森林を活かす都市の木造化推進議員連盟事務局長

天羽隆林野庁長官

淡野博久国土交通省住宅局長

（3）来賓紹介

（4）法律説明

ア 法律制定までの経過と概要

金子恭之議員連盟幹事長・法案検討WT座長

鈴木憲和法案検討WT事務局長

滝波宏文法案検討WT事務局次長

イ 法律施行に向けての取組状況

小島裕章林野庁木材利用課長

前田亮国土交通省木造住宅振興室長

（5）意見交換

（6）閉会 木村一義協議会副会長

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における
木材の利用の促進に関する法律」についての説明会

令和3年7月14日

党本部 901号室

御来賓

<森林を活かす都市の木造化推進議員連盟>

会長	衆議院議員	吉野	正芳
幹事長・法案検討WT座長	衆議院議員	金子	恭之
事務局長	衆議院議員	小島	敏文
事務局次長・法案検討WT事務局長	衆議院議員	鈴木	憲和
事務局次長・法案検討WT事務局次長	参議院議員	滝波	宏文

<農林水産省>

林野庁	長官	天羽	隆
	林政部長	森	重樹
	木材産業課長	齋藤	健一
	木材利用課長	小島	裕章

<国土交通省>

住宅局	局長	淡野	博久
	住宅生産課長	宿本	尚吾
	木造住宅振興室長	前田	亮
大臣官房	官庁営繕部 整備課長	植木	暁司
	木材利用促進室長	西尾	達治

<自民党本部>

政務調査会	調査役	久保	肇
	主任	高橋	秀和
事務局	参与	吉田	修
		内田	憲佑

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における 木材の利用の促進に関する法律」説明会

令和3年7月14日
党本部 901号室

団体協議会出席者名簿

会 長	前田 直登	(一社) 日本林業協会 会長
副会長	木村 一義	(一社) 日本木造耐火建築協会 会長
理 事	鈴木 和雄	(一社) 全国木材組合連合会 会長
理 事	中崎 和久	全国森林組合連合会 代表理事会長
	竹脇 拓也	(一社) JBN・全国工務店協会 副会長
	越海 興一	(一社) 日本木造住宅産業協会 専務理事
	坂本 広顕	(株) 日本政策投資銀行 地域調査部次長
監 事	津元 頼光	(一社) 日本治山治水協会 専務理事
理 事・ 事務局長	島田 泰助	(一社) 全国木材組合連合会 副会長

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」説明会
協議会等出席者名簿(50音順)

令和3年7月14日16:30~
自民党本部 901

	団体・会社名等	役職	氏名	備考
	(一社)JBN・全国工務店協会	副会長	竹脇 拓也	(協)
	"	常務理事	玉置 敏子	
	"	理事	久原 英司	
	"	統括部長	坂口 岳	
ア	秋田県東京事務所	あきた売込み課専門員	齋藤 俊明	
カ	(一社)木のいえ一番協会	専務理事	河野 元信	
	国土防災技術(株)	国土防災技術取締役	黒川 正美	
サ	全国森林組合連合会	代表理事会長	中崎 和久	(協)理事
	"	副会長理事	脇黒 直次	
	"	代表理事専務	富山 洋	
	"	林政担当部長	石澤 尚史	
	全国天然木化粧合板工業協同組合連合会	専務理事	田中 謙司	
	(一社)全国木材組合連合会	会長	鈴木 和雄	(協)理事
	"	副会長	島田 泰助	(協)理事
	"	常務理事	森田 一行	
	"	参与	肥後 賢輔	
	"	参与	中原 保久	
	"	企画部総括主査	平松 秀仁	
	"	企画部総括	池田 亘	
	"	企画部総括	大石 智啓	
	"	企画部	下堂 健次	
	(一社)全国木材検査・研究協会	専務理事	小澤真虎人	
	全国木材協同組合連合会	常務理事	角 秀敏	
	"	常務理事	田口 護	
	"	総務部長	佐山 光則	
	"	事業部長	小柳 英一	
	(一社)全国木造住宅機械プレカット協会	常務理事	坂田 幹人	
	全国林業改良普及協会	常務理事	中山 聡	
	(一社)全日本木材市場連盟	専務理事	柱本 修	
タ	(株)ダイテック	代表取締役	鈴木 裕一	
ナ	ナイス株式会社	木材事業部理事	宮代 博幸	
	"	グループ会社統括部長	宮川 敦	
	ニチハ株式会社	常務執行役員	吉田 康則	
	"	調査部	松原 稔	
	(一社)日本建築構造技術者協会	技術委員会 木質系部会主査	貞広 修	
	(一社)日本建設業連合会	常務執行役	寺島 敏文	

	日本合板工業組合連合会	専務理事	上田 浩史	
	(公財)日本住宅・木材技術センター	理事長	古久保英嗣	
ナ	(株)日本政策投資銀行	地域調査部次長	坂本 広顕	(協)
	(一財)日本木材総合情報センター	理事長	石島 一郎	
	(一社)日本治山治水協会	専務理事	津元 頼光	(協)監事
	日本ツーバイフォーランバーJAS協議会	事務局長	藤谷 裕	
	〃		下田 一信	
	日本複合・防音床材工業会	専務理事	阿久津 聡	
	(一社)日本木造住宅産業協会	専務理事	越海 興一	(協)
	〃	特命担当部長	高木 恒明	
	(一社)日本木造耐火建築協会	会長	木村 一義	(協)副会長
	〃	事務局長	伊藤 勝	
		事務局	鈴木 智和	
	(一社)日本林業協会	会長	前田 直登	(協)会長
	〃	事務局長	篠原 宏	
	(一社)日本林業経営者協会	専務理事	池田 直弥	
ハ	物林(株)	新事業推進部長	大貫 肇	
	〃	環境・景観事業部景観室	伊藤 大樹	
モ	木材活用地盤対策研究会	理事長	三輪 滋	飛島建設(株)
ラ	(一社)林業機械化協会	総括調整役	板垣 靖	
	<マスコミ>			
	(株)日本林業調査会	代表取締役社長	辻 深	

注:(協)は協議会の理事団体

もり まち
森林を活かす都市の木造化推進議員連盟

「公共建築物等木材利用促進法」改正検討ワーキングチームメンバー

顧問	宮腰 光寛	(衆・富山2区)	
座長	金子 恭之	(衆・熊本4区)	議員連盟幹事長
座長代理	盛山 正仁	(衆・兵庫1区)	
事務局長	鈴木 憲和	(衆・山形2区)	議員連盟事務局次長
事務局次長	滝波 宏文	(参・福井県)	議員連盟事務局次長
	平口 洋	(衆・広島2区)	党国土交通部会長
	宮下 一郎	(衆・長野5区)	党農林部会長
	八木 哲也	(衆・比例東海(愛知県))	
	高野光二郎	(参・徳島県・高知県)	
	高橋 克法	(参・栃木県)	

常時出席議員連盟役員

議員連盟会長	吉野 正芳	(衆・福島5区)
議員連盟事務局長	小島 敏文	(衆・比例中国(広島県))

(敬称略)

公共建築物等木材利用促進法の改正（イメージ）

①脱炭素社会の実現を位置付け ②木材利用促進の対象を公共建築物から建築物に拡大

追加

題名 **脱炭素社会の実現に資するための建築物等**における木材の利用の促進に関する法律

第一条 目的

- 公共建築物等における木材の利用を促進し、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、もって森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与

木材利用の意義
について基本理念を新設

新設

木材利用促進本部
(仮称)を設置

新設

- 農林水産大臣（本部長）、総務大臣、文科大臣、経産大臣、国交大臣、環境大臣他関係大臣で構成
- 建築物における木材利用促進に関する基本方針を策定・実施の推進等

関係者の役割

第三条 国の責務

維持

- 木材利用促進に関する施策を総合的に策定・実施
- 自ら率先して公共建築物において木材利用
- 木材利用に関する国民理解の醸成等

基本方針等の策定

第七条 基本方針

- 農林水産大臣・国土交通大臣は、公共建築物における木材の利用促進の意義・基本的方向等を定める基本方針を定める

即して定める

第八条 都道府県方針

即して定める

第九条 市町村方針

第四条 地方公共団体の責務

維持

- 国の施策に準じて木材の利用促進に関する施策を策定・実施
- 公共建築物における木材の利用

第五条 事業者の努力

- 事業活動等に関し、木材の利用促進に自ら努める

林業・木材産業の事業者の
木材の安定供給に係る努力義務を規定

追加

①建築物木材利用促進協定制度の創設

新設

- 協定内容を誠実に履行
- 協定を締結した事業者等の取組を支援するための必要な措置
- ②建築物における木材の利用を促進するための必要な措置

第六条 国民の努力

維持

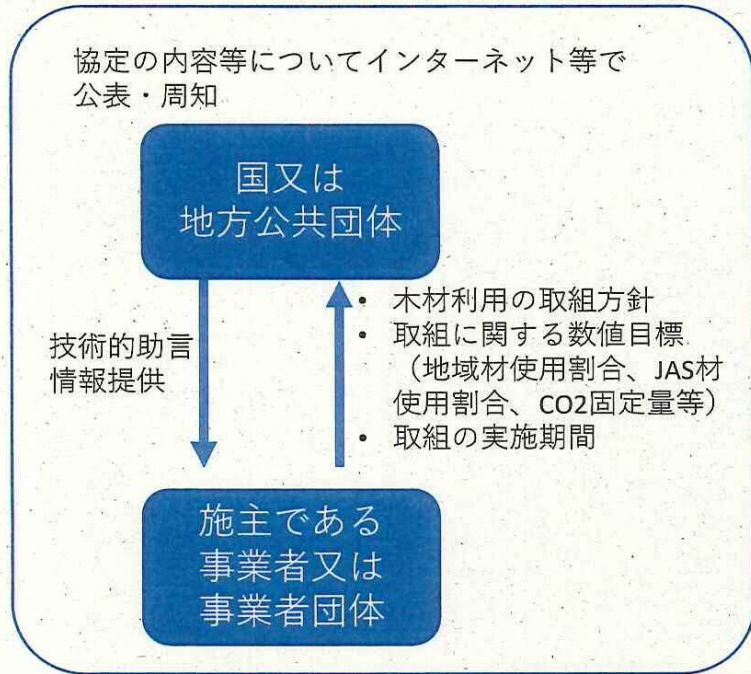
- 木材の利用促進に自ら努める
- 国又は地方公共団体の施策に協力

木材利用促進月間(10月)・木材利用促進の日(10月8日)、表彰を規定

新設

脱炭素社会の実現に向けた国民運動を展開

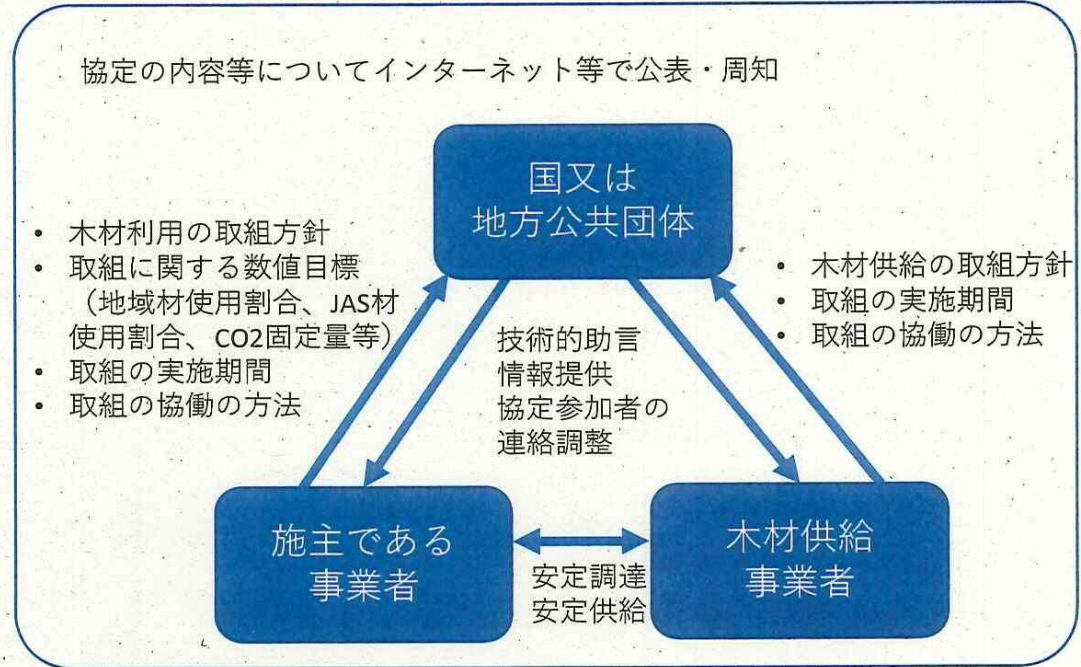
2者のモデル協定



必要な支援措置

- 林野庁、国交省などの木材利用関連事業等での優先枠又は加点
⇒補助事業での採択が有利
- 数値目標のある事業者の地域材使用割合等をランキング形式で評価
⇒金融機関からのESG投資や企業イメージの向上、消費者からの認知度向上に活用

3者のモデル協定



必要な支援措置

- 【施主向け】
 - 林野庁、国交省などの木材利用関連事業等での優先枠又は加点
⇒補助事業での採択が有利
 - 数値目標のある事業者の地域材使用割合等をランキング形式で評価
⇒金融機関からのESG投資や企業イメージの向上、消費者からの認知度向上
- 【木材供給事業者向け】
 - 林野庁などの加工施設整備事業等での優先枠又は加点
⇒補助事業での採択が有利

※本部員の省庁の支援策にも拡大

公共建築物等における木材の利用の 促進に関する法律の一部を改正する法律 概要

資料 4

- 戦後植林された国内の森林資源は本格的な利用期。
- 木材の利用は、森林循環（造林→伐採→木材利用→再造林）を通じて、森林のCO₂吸収作用を強化し、脱炭素社会の実現に貢献。
- 公共建築物等木材利用促進法の制定から10年が経過。
耐震性能や防耐火性能等の技術革新や、建築基準の合理化により、木材利用の可能性も拡大。

民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進する法改正が必要

1 題名・総則の改正

(1) 題名・目的の改正 (題名、第1条)

- 題名を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正
- 本法の目的に「脱炭素社会の実現に資すること」を追加

(2) 基本理念の新設 (新第3条)

- 木材利用の促進に関する基本理念を新設

(3) 林業・木材産業の事業者の努力 (新第6条第2項)

- 林業・木材産業の事業者は建築用木材等の適切かつ安定的な供給に努める旨を規定

(4) 木材利用促進の日・月間 (新第9条)

- 木材利用促進の日（10月8日）、木材利用促進月間（10月）を制定

2 建築物における木材の利用の促進に関する施策の拡充等

(1) 基本方針等の対象の拡大 (新第10条～第12条)

- 基本方針・都道府県方針・市町村方針の対象を公共建築物から建築物一般に拡大

(2) 木造建築物の設計・施工に係る先進的技術の普及の促進等 (新第13条)

- 木造建築物の設計・施工に係る先進的技術の普及の促進、人材の育成、建築用木材・木造建築物の安全性に関する情報提供等

(3) 建築物木材利用促進協定 (新第15条)

- 国・地方公共団体と事業者等による建築物における木材利用促進のための協定制度を創設
- 国・地方公共団体による協定を締結した事業者等への必要な支援

(4) 強度等に優れた建築用木材の製造技術の開発・普及の促進等 (新第16条)

- 強度・耐火性に優れた建築用木材の製造技術及び製造コスト低廉化技術の開発・普及の促進等

(5) 表彰 (新第31条)

- 国・地方公共団体による表彰

3 木材利用促進本部の設置 (新第25条～第30条)

- 木材利用促進本部を農林水産省に設置
(本部長：農林水産大臣、本部員：総務大臣・文部科学大臣・経済産業大臣・国土交通大臣・環境大臣等)
- 基本方針の策定、木材利用の促進に関する施策の実施の推進等

施行期日：令和3年10月1日（附則第1条）

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照表

○ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第九条）</p> <p>第二章 建築物における木材の利用の促進に関する施策</p> <p>第一節 基本方針等（第十条―第十二条）</p> <p>第二節 建築物における木材の利用の促進（第十三条―第十五条）</p> <p>第三節 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保（第十六条―第二十一条）</p> <p>第三章 建築物以外における木材の利用の促進に関する施策（第二十二條―第二十四條）</p> <p>第四章 木材利用促進本部（第二十五条―第三十条）</p> <p>第五章 雑則（第三十一条―第三十三条）</p> <p>第六章 罰則（第三十四条）</p> <p>附則</p>	<p>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 公共建築物における木材の利用の促進に関する施策（第七条―第十六条）</p> <p>第三章 公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する施策（第十七条―第二十条）</p> <p>附則</p>

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、木材の利用を促進することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する国土の保全、水源の涵養その他の多面的機能の發揮及び山村その他の地域の経済の活性化に貢献すること等に鑑み、建築物等における木材の利用を促進するため、木材の利用の促進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに建築物における木材の利用の促進に関する基本方針等の策定、建築物における木材の利用の促進及び建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する措置等について定めるとともに、木材利用促進本部を設置することにより、木材の適切かつ安定的な供給及び利用の確保を通じた林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するとともに、脱炭素社会（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。第三条第一項において同じ。）の実現に資することを目的とする。

(定義)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、木材の利用を促進することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する国土の保全、水源の涵養その他の多面的機能の發揮及び山村その他の地域の経済の活性化に貢献すること等にかんがみ、公共建築物等における木材の利用を促進するため、農林水産大臣及び国土交通大臣が策定する基本方針等について定めるとともに、公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する措置を講ずること等により、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、もって森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「建築物」とは、建築基準法（昭和二十

五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。

2| この法律において「公共建築物」とは、次に掲げる建築物をいう。

一・二 「略」

3| 「略」

4| この法律において「建築用木材」とは、建築材料として使用される木材をいう。

5| この法律において「木材製造の高度化」とは、木材の製造を業として行う者が、公共建築物に係る建築用木材の製造のために必要な施設の整備、高度な知識又は技術を有する人材の確保その他の措置を行うことにより、公共建築物に係る建築用木材の供給能力の向上を図ることをいう。

（基本理念）

第三条 木材の利用の促進は、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、そのための脱炭素社会の実現が我が国の緊要な課題となつていることに鑑み、森林における造林、保育及び伐採、木材の製造、建築物等における木材の利用並びに森林における伐採後の造林という循環が安定的かつ持続的に行われることによ

第二条 「新設」

この法律において「公共建築物」とは、次に掲げる建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）をいう。

一・二 「同上」

2| 「同上」

〔新設〕

3| この法律において「木材製造の高度化」とは、木材の製造を業として行う者が、公共建築物の整備の用に供する木材の製造のために必要な施設の整備、高度な知識又は技術を有する人材の確保その他の措置を行うことにより、公共建築物の整備の用に供する木材の供給能力の向上を図ることをいう。

〔新設〕

り、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化が十分に図られることを旨として行われなければならない。

2 木材の利用の促進は、製造過程における多量の二酸化炭素の排出等による環境への負荷の程度が高い資材又は化石資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭をいう。以下同じ。）に代替して、森林から再生産することが可能である木材を利用することにより、二酸化炭素の排出の抑制その他の環境への負荷の低減が図られることを旨として行われなければならない。

3 木材の利用の促進は、森林の有する国土の保全、水源の涵養その他の多面的機能が持続的に発揮されるとともに、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を通じて山村その他の地域の経済の活性化に資することを旨として行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するとともに、地方公共団体が実施する木材の利用の促進に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、一般の利用に供されるものであることその他の第二条第二項第一号に掲げる建築物の性質に鑑み、木材に対する需要の増

（国の責務）

第三条 国は、木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するとともに、地方公共団体が実施する木材の利用の促進に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、一般の利用に供されるものであることその他の前条第一項第一号に掲げる建築物の性質にかんがみ、木材に対する需要の

進に資するため、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。

3
〔略〕

4 国は、木材の利用の促進に当たっては、建築用木材等が適切かつ安定的に供給されることが重要であることに鑑み、木材製造の高度化の促進その他の建築用木材等の適切かつ安定的な供給の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 国は、建築物における建築材料としての木材の利用を促進するため、木造の建築物（第十三条において「木造建築物」という。）に係る建築基準法等の規制の在り方について、木材の耐火性等に関する研究の成果、建築の専門家等の専門的な知見に基づく意見、諸外国における規制の状況等を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

6・7
〔略〕

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備す

増進に資するため、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。

3
〔同上〕

4 国は、木材の利用の促進に当たっては、公共建築物の整備等の用に供する木材が適切に供給されることが重要であることにかんがみ、木材製造の高度化の促進その他の公共建築物の整備等の用に供する木材の適切な供給の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 国は、建築物における建築材料としての木材の利用を促進するため、木造の建築物に係る建築基準法等の規制の在り方について、木材の耐火性等に関する研究の成果、建築の専門家等の専門的な知見に基づく意見、諸外国における規制の状況等を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

6・7
〔同上〕

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における

る公共建築物における木材の利用に努めなければならない。

(事業者の努力)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動等に関し、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2| 林業及び木材産業の事業者は、基本理念にのっとり、建築用木材等の適切かつ安定的な供給に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第八条 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、基本理念にのっとり、木材の利用の促進のため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(木材利用促進の日及び木材利用促進月間)

木材の利用に努めなければならない。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動等に関し、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

〔新設〕

(国民の努力)

第六条 国民は、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

〔新設〕

第九条 国民の間に広く木材の利用の促進についての関心と理解を

深めるため、木材利用促進の日及び木材利用促進月間を設ける。

2 木材利用促進の日は十月八日とし、木材利用促進月間は同月一日から同月三十一日までとする。

3 国及び地方公共団体は、木材利用促進の日をはじめ木材利用促進月間において、その趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

第二章 建築物における木材の利用の促進に関する施策

第一節 基本方針等

(基本方針)

第十条 木材利用促進本部は、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（以下単に「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向
- 二 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

三・四 〔略〕

〔新設〕

第二章 公共建築物における木材の利用の促進に関する施策

〔新設〕

(基本方針)

第七条 農林水産大臣及び国土交通大臣は、公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 公共建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向
- 二 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

三・四 〔同上〕

五 建築物用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

六 その他建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

3 基本方針は、建築物における木材の利用の状況、建築物における木材の利用に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとする。

4 木材利用促進本部は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

5 木材利用促進本部は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、各省各庁の長に協議しなければならない。

6 木材利用促進本部は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、各省各庁の長及び都道府県知事に通知しなければならない。

7 木材利用促進本部は、毎年一回、基本方針に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

(都道府県方針)

第十一条 都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県の区

五 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

六 その他公共建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

3 基本方針は、公共建築物における木材の利用の状況、建築物における木材の利用に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとする。

4 農林水産大臣及び国土交通大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

5 農林水産大臣及び国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、各省各庁の長に協議しなければならない。

6 農林水産大臣及び国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、各省各庁の長及び都道府県知事に通知しなければならない。

7 農林水産大臣及び国土交通大臣は、毎年一回、基本方針に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

(都道府県方針)

第八条 都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県の区域

域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「都道府県方針」という。）を定めることができる。

2 都道府県方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

二 〔略〕

三 当該都道府県の区域内における建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

四 その他当該都道府県の区域内の建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項

3 〔略〕

（市町村方針）

第十二条 市町村は、都道府県方針に即して、当該市町村の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下この条において「市町村方針」という。）を定めることができる。

2 市町村方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

二 〔略〕

三 その他当該市町村の区域内の建築物における木材の利用の促

内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「都道府県方針」という。）を定めることができる。

2 都道府県方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

二 〔同上〕

三 当該都道府県の区域内における公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

四 その他当該都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項

3 〔同上〕

（市町村方針）

第九条 市町村は、都道府県方針に即して、当該市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下この条において「市町村方針」という。）を定めることができる。

2 市町村方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

二 〔同上〕

三 その他当該市町村の区域内の公共建築物における木材の利用

進に関し必要な事項

3 市町村方針においては、前項各号に掲げる事項のほか、当該市町村の区域内における建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項を定めることができる。

4 [略]

第二節 建築物における木材の利用の促進

(木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等)

第十三条 国及び地方公共団体は、建築物における木材の利用を促進するため、木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進、中高層の木造建築物又は大規模な木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(住宅における木材の利用)

第十四条 国及び地方公共団体は、木材が断熱性、調湿性に優れ、紫外線を吸収する効果が高いこと、国民の木造住宅への志向が強いこと、木材の利用が地域経済の活性化に貢献するものであること等に鑑み、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、木造

の促進に関し必要な事項

3 市町村方針においては、前項各号に掲げる事項のほか、当該市町村の区域内における公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項を定めることができる。

4 [同上]

[新設]

[新設]

[新設]

住宅を建築する者に対する情報の提供等の援助、木造住宅に関する展示会の開催その他のその需要の開拓のための支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

〔建築物木材利用促進協定〕

第十五条 国又は地方公共団体及び事業者等（事業者又は事業者団体をいう。以下この条において同じ。）は、主務省令で定めるところにより、事業者が建築主である建築物における木材の利用に関する構想その他の事業者等による建築物における木材の利用の促進に関する構想（以下この条において「建築物木材利用促進構想」という。）及び国又は地方公共団体による建築物木材利用促進構想の達成に資するための情報の提供その他の支援に関する事項を定めた協定（以下この条において「建築物木材利用促進協定」という。）を締結することができる。

2| 国は、建築物木材利用促進協定を締結したときは、インターネットの利用その他適切な方法により建築物木材利用促進協定の内容その他主務省令で定める事項を公表するものとする。

3| 国、地方公共団体及び事業者等は、建築物木材利用促進協定を締結したときは、当該建築物木材利用促進協定に定められた事項を誠実に履行するものとする。

4| 国は、その締結した建築物木材利用促進協定に係る建築物木材

〔新設〕

利用促進構想の達成のための事業者等の取組を促進するため、当該建築物木材利用促進協定に従って行われる建築物における木材の利用による環境の保全に対する寄与の程度の評価の実施及び公表、必要な財政上の配慮その他の必要な支援を行うものとする。

5 地方公共団体は、建築物木材利用促進協定を締結したときは、第二項及び前項の国の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三節 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保

〔強度等に優れた建築用木材の製造に係る技術の開発及び普及の促進等〕

第十六条 国及び地方公共団体は、建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保を図るため、強度又は耐火性に優れた建築用木材として農林水産省令で定める建築用木材の製造に係る技術及びその製造に要する費用の低廉化に資する技術の開発及び普及の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

〔木材製造高度化計画の認定〕

第十七条 〔略〕

2 木材製造高度化計画には、次に掲げる事項を記載しなければな

〔新設〕

〔新設〕

〔木材製造高度化計画の認定〕

第十条 〔同上〕

2 木材製造高度化計画には、次に掲げる事項を記載しなければな

らない。

一・二〔略〕

三 公共建築物に係る建築用木材の製造の用に供する施設を整備

しようとする場合にあつては、当該施設の種類及び規模

四・五〔略〕

3～5〔略〕

第十八条・第十九条〔略〕

(森林法の特例)

第二十条 認定木材製造業者が認定木材製造高度化計画(第十七条第

二項第四号に掲げる事項が記載されたものに限る。)に従つて同

項第三号の施設を整備するため開発行為を行う場合には、森林法

第十条の二第一項の許可があつたものとみなす。

(国有施設の使用)

第二十一条 国は、政令で定めるところにより、公共建築物に係る

建築用木材の生産に関する試験研究を行う者に国有の試験研究施

設を使用させる場合において、公共建築物における木材の利用の

促進を図るため特に必要があると認めるときは、その使用の対価

を時価よりも低く定めることができる。

らない。

一・二〔同上〕

三 公共建築物の整備の用に供する木材の製造の用に供する施設

を整備しようとする場合にあつては、当該施設の種類及び規模

四・五〔同上〕

3～5〔同上〕

第十一条・第十二条〔同上〕

(森林法の特例)

第十三条 認定木材製造業者が認定木材製造高度化計画(第十条第

二項第四号に掲げる事項が記載されたものに限る。)に従つて同項

第三号の施設を整備するため開発行為を行う場合には、森林法第

十条の二第一項の許可があつたものとみなす。

(国有施設の使用)

第十四条 国は、政令で定めるところにより、公共建築物の整備の

用に供する木材の生産に関する試験研究を行う者に国有の試験研

究施設を使用させる場合において、公共建築物における木材の利

用の促進を図るため特に必要があると認めるときは、その使用の

対価を時価よりも低く定めることができる。

〔削る〕

（報告の徴収）

第十五条 農林水産大臣は、認定木材製造業者に対し、認定木材製造高度化計画の実施状況について報告を求めることができる。

（罰則）

第十六条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第三章 建築物以外における木材の利用の促進に関する施策

第三章 公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する施策

（住宅における木材の利用）

第十七条 国及び地方公共団体は、木材が断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果が高いこと、国民の木造住宅への志向が強いこと、木材の利用が地域経済の活性化に貢献するものであること等にかんがみ、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、

〔削る〕

(公共施設に係る工作物における景観の向上及び癒^{いひや}しの醸成のため
の木材の利用)

第二十二條 国及び地方公共団体は、木材を利用したガードレール、
高速道路の遮音壁、公園の柵^{かざり}その他の公共施設に係る工作物を設
置することが、その周囲における良好な景観の形成に資するとと
もに、利用者等を癒^{いひや}すものであることに鑑^{かん}み、それらの木材を利
用した工作物の設置を促進するため、木材を利用したそれらの工
作物を設置する者に対する技術的な助言、情報の提供等の援助そ
の他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(木質バイオマスの製品利用)

第二十三條 国及び地方公共団体は、バイオマス(動植物に由来す
る有機物である資源(化石資源を除く。))をいう。)のうち木に由
来するもの(以下「木質バイオマス」という。)について、パルプ、
紙等の製品の原材料としての利用等従来から行われている利用の
促進を図るほか、その用途の拡大及び多段階の利用(まず製品の
原材料として利用し、再使用し、及び再生利用し、最終的にエネ

木造住宅を建築する者に対する情報の提供等の援助、木造住宅に
関する展示会の開催その他のその需要の開拓のための支援その他
の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共施設に係る工作物における景観の向上及び癒^{いひや}しの醸成のため
の木材の利用)

第十八條 国及び地方公共団体は、木材を利用したガードレール、
高速道路の遮音壁、公園の柵^{かざり}その他の公共施設に係る工作物を設
置することが、その周囲における良好な景観の形成に資するとと
もに、利用者等を癒^{いひや}すものであることにかんがみ、それらの木材
を利用した工作物の設置を促進するため、木材を利用したそれら
の工作物を設置する者に対する技術的な助言、情報の提供等の援
助その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(木質バイオマスの製品利用)

第十九條 国及び地方公共団体は、バイオマス(動植物に由来する
有機物である資源(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭(以
下「化石資源」という。))を除く。))をいう。)のうち木に由来する
もの(以下「木質バイオマス」という。)について、パルプ、紙等
の製品の原材料としての利用等従来から行われている利用の促進
を図るほか、その用途の拡大及び多段階の利用(まず製品の原材

ルギー源として利用することをいう。)を図ることにより製品の原材料として最大限利用することができるよう、木質バイオマスを化学的方法又は生物的作用を利用する方法等によって処理することによりプラスチックを製造する技術等の研究開発の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(木質バイオマスのエネルギー利用)

第二十四条 国及び地方公共団体は、木質バイオマスを化石資源の代替エネルギーとして利用することが二酸化炭素の排出の抑制及び木の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマスの有効な利用に資すること等に鑑み、木質バイオマスをエネルギー源として利用することを促進するため、公共施設等におけるその利用の促進、木質バイオマスのエネルギー源としての利用に係る情報の提供、技術等の研究開発の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四章 木材利用促進本部

(設置及び所掌事務)

第二十五条 農林水産省に、特別の機関として、木材利用促進本部

料として利用し、再使用し、及び再生利用し、最終的にエネルギー源として利用することをいう。)を図ることにより製品の原材料として最大限利用することができるよう、木質バイオマスを化学的方法又は生物的作用を利用する方法等によって処理することによりプラスチックを製造する技術等の研究開発の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(木質バイオマスのエネルギー利用)

第二十条 国及び地方公共団体は、木質バイオマスを化石資源の代替エネルギーとして利用することが二酸化炭素の排出の抑制及び木の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマスの有効な利用に資すること等にかんがみ、木質バイオマスをエネルギー源として利用することを促進するため、公共施設等におけるその利用の促進、木質バイオマスのエネルギー源としての利用に係る情報の提供、技術等の研究開発の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

[新設]

[新設]

〔以下「本部」という。〕を置く。〕

2| 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一| 基本方針の策定及び実施の推進に関すること。

二| 前号に掲げるもののほか、木材の利用の促進に関する重要事項に関する審議及び木材の利用の促進に関する施策の実施の推進に関すること。

〔組織〕

第二十六条 本部は、木材利用促進本部長及び木材利用促進本部員をもって組織する。

〔新設〕

〔木材利用促進本部長〕

第二十七条 本部長は、木材利用促進本部長とし、農林水産大臣をもって充てる。

〔新設〕

〔木材利用促進本部員〕

第二十八条 本部に、木材利用促進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

〔新設〕

2| 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一| 総務大臣

二| 文部科学大臣

三 経済産業大臣

四 国土交通大臣

五 環境大臣

六 前各号に掲げる者のほか、農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第二十九条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 第二十五条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

[新設]

[新設]

第五章 雑則

[新設]

(表彰)

第三十一条 国及び地方公共団体は、木材の利用の促進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うよう努めるものとする。

〔新設〕

(報告の徴収)

第三十二条 農林水産大臣は、認定木材製造業者に対し、認定木材製造高度化計画の実施状況について報告を求めることができる。

〔新設〕

(主務省令)

第三十三条 この法律における主務省令は、農林水産大臣、総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が共同で発する命令とする。

〔新設〕

第六章 罰則

〔新設〕

第三十四条 第三十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

〔新設〕

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたと

きは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律の特例）</p> <p>第二百二十五条 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第十九条に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条の規定の適用については、同条中「十二年」とあるのは、「十五年」とする。</p>	<p>（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の特例）</p> <p>第二百二十五条 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第十二条に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条の規定の適用については、同条中「十二年」とあるのは、「十五年」とする。</p>

○ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）（附則第三条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（森林環境譲与税の使途）</p> <p>第三十四条 市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）<u>第二条第三項</u>に規定する木材の利用をいう。）の促進その他の森林の整備の促進に関する施策</p> <p>2・3 〔略〕</p>	<p>（森林環境譲与税の使途）</p> <p>第三十四条 市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用（<u>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）<u>第二条第二項</u></u>に規定する木材の利用をいう。）の促進その他の森林の整備の促進に関する施策</p> <p>2・3 〔同上〕</p>

○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（総合事務局の所掌事務等）</p> <p>第四十四条 沖縄総合事務局（以下「総合事務局」という。）は、内閣府の所掌事務のうち、第四条第三項第十八号、第二十号及び第二十二号に掲げる事務並びに沖縄に係る次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第四条第一項第三号に掲げる事務（地方農政局の所掌に属するものを除く。）、同項第五十七号、第六十一号、第六十二号、第六十三号、第六十五号、第六十七号、第六十八号、第七十四号から第七十六号まで及び第七十九号から第八十二号までに掲げる事務並びに次に掲げる事務</p> <p>イ ホ 〔略〕</p>	<p>（総合事務局の所掌事務等）</p> <p>第四十四条 沖縄総合事務局（以下「総合事務局」という。）は、内閣府の所掌事務のうち、第四条第三項第十八号、第二十号及び第二十二号に掲げる事務並びに沖縄に係る次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第四条第一項第三号に掲げる事務（地方農政局の所掌に属するものを除く。）、同項第五十七号、第六十一号から第六十三号まで、第六十五号、第六十七号、第六十八号、第七十四号から第七十六号まで及び第七十九号から第八十二号までに掲げる事務並びに次に掲げる事務</p> <p>イ ホ 〔同上〕</p>

○ 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章〔略〕</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節～第三節〔略〕</p> <p>第四節 特別の機関（第十二条―第十六条の四）</p> <p>第五節〔略〕</p> <p>第四章〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 農林水産省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六十二〔略〕</p> <p>六十二の二 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）<u>第二十五条第二項に規定する事務</u></p> <p>六十三～八十六〔略〕</p> <p>2〔略〕</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章〔同上〕</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節～第三節〔同上〕</p> <p>第四節 特別の機関（第十二条―<u>第十六条の三</u>）</p> <p>第五節〔同上〕</p> <p>第四章〔同上〕</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 農林水産省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六十二〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>六十三～八十六〔同上〕</p> <p>2〔同上〕</p>

第三章 本省に置かれる職及び機関

第四節 特別の機関

(設置)

第十二条 「略」

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより農林水産省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

食育推進会議

農林水産物・食品輸出本部

木材利用促進本部

(木材利用促進本部)

第十六条の四 木材利用促進本部については、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第三章 本省に置かれる職及び機関

第四節 特別の機関

(設置)

第十二条 「同上」

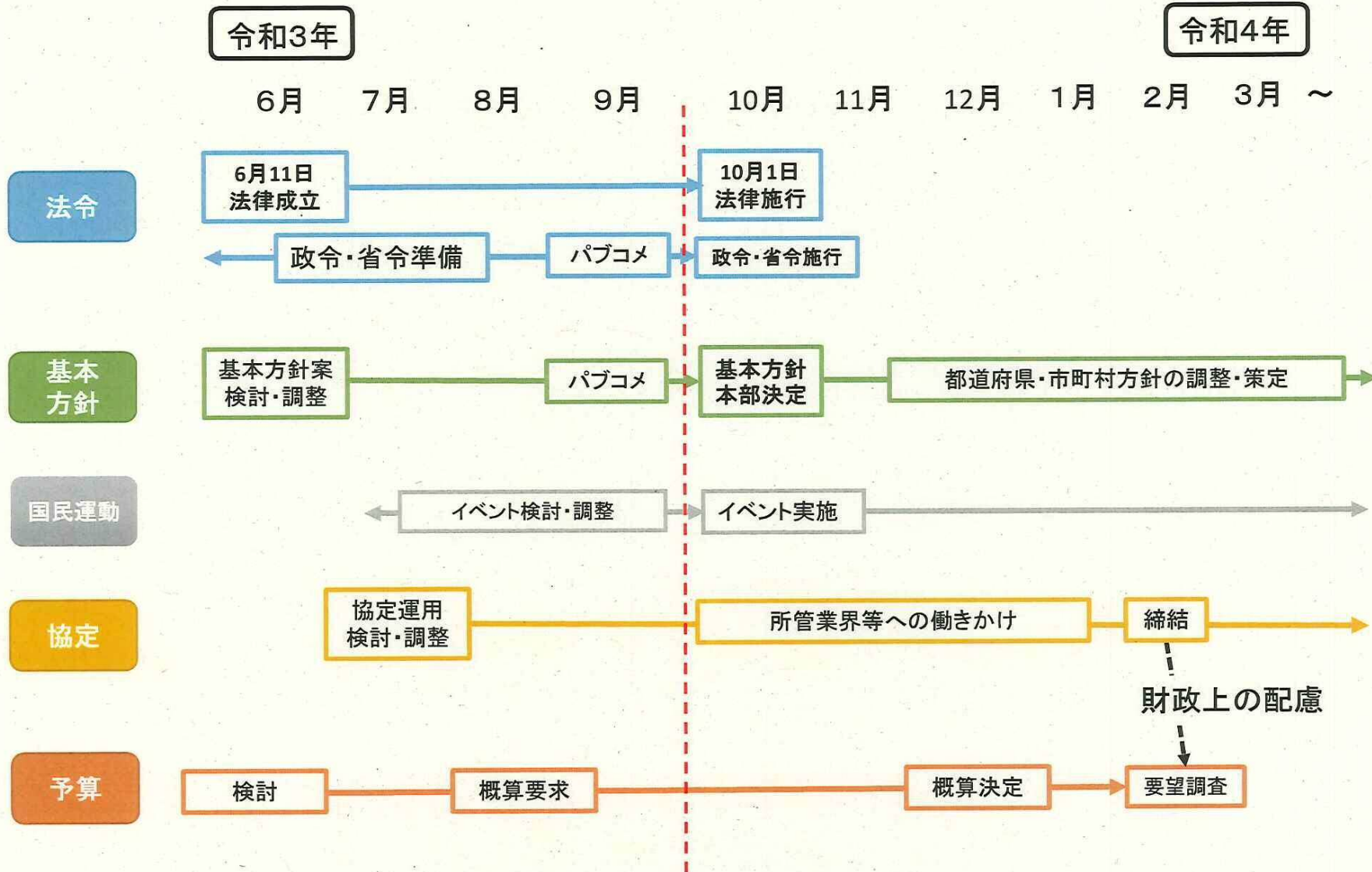
2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより農林水産省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

食育推進会議

農林水産物・食品輸出本部

(新設)

木材利用促進法の改正に伴う基本方針策定等に向けたスケジュール(イメージ)



建築物木材利用促進協定の概要（案）

- 今般の法改正において、建築物における木材利用を促進するために、「建築物木材利用促進協定」制度が創設。
- 建築主等の事業者等は、建築物における木材利用を促進するために、国又は地方公共団体と本協定を締結できる。
- 地域材の利用促進を目的として活用可能。鉄骨やコンクリートから木材へ替えるウッド・チェンジを促進。



1 協定の意義・メリット

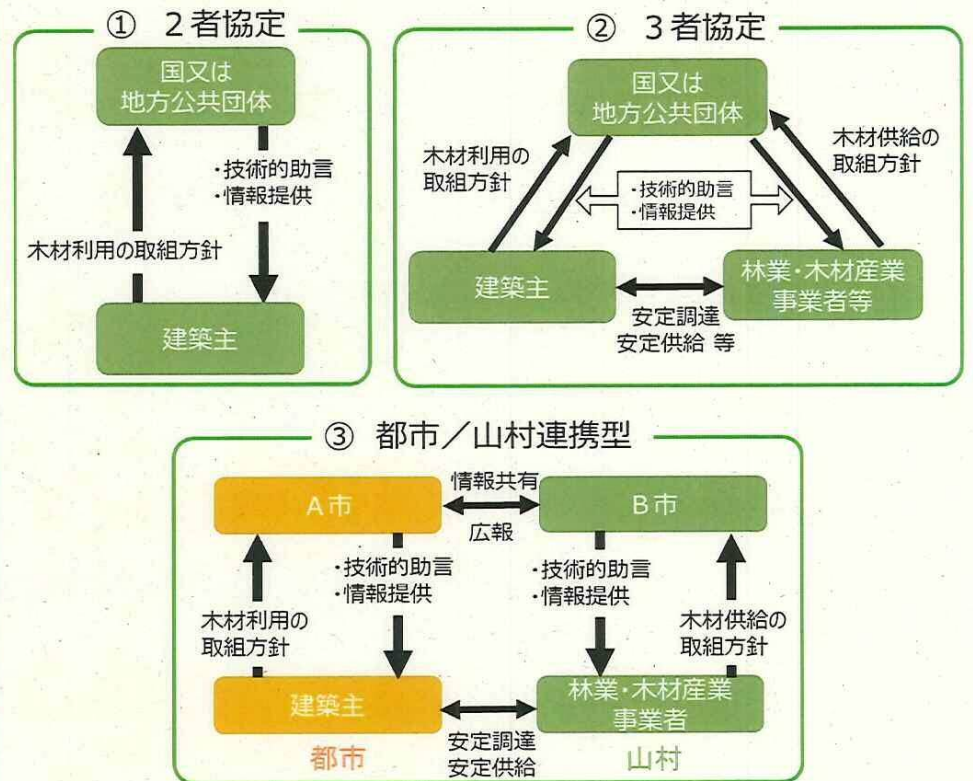
(1) 協定の意義

- 世界全体で、脱炭素社会の実現に向けた動きが活発となり、省エネ資材である木材利用の意義が再評価され、木材利用の促進に向けて、これまでにない追い風。
- 建築物における木材利用に取り組もうと考える事業者等が、構想の実現に向けて、本協定を活用し、国又は地方公共団体や木材供給事業者等と連携して、ウッド・チェンジに向けた取組を推進。

(2) 想定される協定締結のメリット

- ① 建築主サイド
 - メディアに取り上げられることで、当該事業者の社会的認知度が向上するだけでなく、環境意識の高い事業者として、社会的評価も向上。
 - 木材利用量を基に、環境保全への貢献度を評価することとしており、ESG投資など新たな資金獲得につながる可能性。
 - 国及び地方公共団体による財政上の配慮
(例：予算事業における加点、優先枠の設定等)
- ② 川上・川中事業者サイド
 - 信頼関係に基づくサプライチェーンの構築。
 - 事業の見通しが容易になることによる経営の安定化。
 - 林業・木材産業に対する国民理解の醸成。

2 主な協定のイメージ



林野庁ほか関係省庁における木材利用関連事業等での優先枠又は加点 等

◆成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日 閣議決定）

○2.グリーン分野の成長

- (1) 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略
iii) 分野別の課題と対応（住宅建築物産業）

木造建築物の普及拡大に向け、2021年中に建築基準の合理化等を検討し、2022年以降に所要の制度的措置を講じるとともに、CLT等を活用した先導的な設計・施工技術の導入支援や設計に関する情報ポータルサイトの整備、設計者育成に対する支援を実施する。

○12.重要分野における取組

- (10) インフラ、防災・交通・物流・都市の課題解決
iv) 都市の競争力向上

建築基準法令について、木材利用の推進、既存建築物の有効活用、新たな日常に対応した施設の立地円滑化等に向け、2021年中に基準の合理化等を検討し、2022年から所要の制度的措置を講じる。

◆2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和3年6月18日公表／内閣官房他関係省庁）

○住宅／建築物産業／次世代型太陽光産業（炭素の固定に貢献する木造建築物）実行計画

<現状と課題>

・・・低層の住宅においては約8割が木造である一方、非住宅・中高層建築物においては木造の割合が未だ1割未満である。**非住宅・中高層建築物において木造を普及させるため、建築基準の合理化**及びCLT等の新たな部材を活用した工法等や中高層住宅等の新たな分野における木造技術の普及とこれらを担う設計者の育成が課題である。

<今後の取組>

2021年中に建築基準の合理化等を検討し、2022年から所要の制度的措置を講じるとともに、先導的な設計・施工技術が導入される実用的で多様な用途の木造建築物等の整備に対する支援を引き続き行う。・・・

◆地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日公表／国・地方脱炭素実現会議）

○基盤的施策

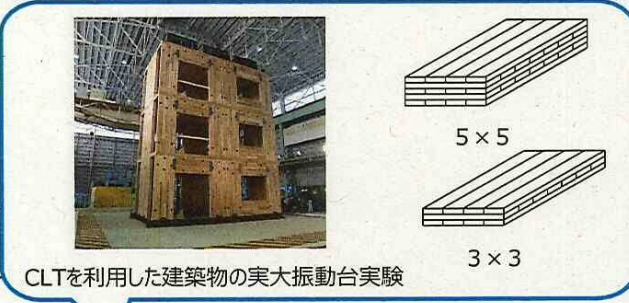

4-3. 社会全体を脱炭素に向けたルールのイノベーション（4）住宅・建築物分野の対策強化に向けた制度的対応

② 木材利用促進法を踏まえた建築物への木材利用の促進

木材利用促進法を踏まえ、公共建築物や中大規模建築物等における木材利用を促進するために、地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化、内装等の木質化を推進するとともに、CLT（直交集成板）や木質耐火部材等の製品・技術の開発・普及、**建築基準の合理化**、先導的な設計・施工技術が導入される木造建築物の整備、非住宅・中高層の木造建築物の設計支援情報の集約一元化、設計者等の育成等を行う。

建築基準法における木造関係規定の変遷

○ 建築材料・部材の試験結果や、実大火災実験・実大振動台実験等により得られた科学的知見等に
基づき、技術的に**避難安全性や構造安全性等が確認できたもの**について、順次、合理化を図っている。

施行年	構造関係規定	防火関係規定	
昭和62年	 <p>CLTを利用した建築物の実大振動台実験</p> <p>5×5 3×3</p>	<ul style="list-style-type: none"> 燃えしろ設計による大断面木造建築物を可能に。 	
平成5年		<ul style="list-style-type: none"> 防火地域・準防火地域外※で木造3階建て共同住宅を可能に。 (※平成12年以降は準防火地域も可能に) 	
平成12年		<ul style="list-style-type: none"> 木造による耐火構造を可能に。 	
平成27年		<ul style="list-style-type: none"> 木造3階建て学校等を可能に。 	
平成28年		<ul style="list-style-type: none"> CLTを用いた建築物の一般的な設計法等を策定。(5層5プライ等) 柱脚と基礎・土台をそれぞれ「だぼ」や「ほぞ」で継ぐ接合方法を追加。(H28、H29) 	 <p>木造3階建学校の実大火災実験</p>
平成30年	<ul style="list-style-type: none"> CLTの基準強度について、より薄い3層3プライ等の強度を追加。 		
平成31年／令和元年	<ul style="list-style-type: none"> CLTの基準強度について、JASの樹種群や等級区分に応じて、より高い強度を追加。 (H30.12.12公布 H31.3.12施行) 	<ul style="list-style-type: none"> 中層の木造建築物を「あらわし」で設計することを可能に。(H30.6.27公布、R1.6.25施行) ※ 特定の仕様(例：4階建て事務所)以外は大臣認定の取得が必要。 	
令和2年	<ul style="list-style-type: none"> 林野庁との連携の下、CLTの基準強度について、幅広い層構成に応じた強度の追加を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 大臣認定によらず、「あらわし」で設計することが可能となる検証法を追加。 (R2.2.26公布・施行) 	